

熊取町議会委員会会議録

〔令和元年12月定例会〕

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

目 次

〔議会運営委員会（11月28日）〕

令和元年12月熊取町議会定例会の運営について	1
その他	4

〔議会運営委員会（12月11日）〕

令和元年12月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて	5
その他	9

〔総務文教常務委員会〕

議案第73号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例	12
質 疑	12
採 決	12
議案第78号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議について	12
質 疑	12
採 決	19
議案第80号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第7号）	20
質 疑	20
採 決	33

〔事業厚生常任委員会〕

議案第74号 都市計画法第33条第3項の規定に基づく開発行為に係る制限の緩和に関する条 例	36
質 疑	36
採 決	37
議案第75号 都市計画法に基づく開発行為に伴う公園等の設置について緩和を受けた場合に 徴収する負担金に関する条例	37
質 疑	37
採 決	39
議案第76号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例	39
質 疑	39
採 決	40
議案第77号 下水道条例の一部を改正する条例	40
質 疑	40
採 決	41
議案第81号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	41
質 疑	41
採 決	41
議案第82号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	42
質 疑	42
採 決	42
議案第83号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）	42
質 疑	42
採 決	43

議案第84号	令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）	43
	質 疑	43
	採 決	43
議案第85号	令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）	43
	質 疑	43
	採 決	43

議 会 運 営 委 員 会

議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和元年11月28日（木曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員 長	重 光 俊 則	副 委 員 長	田 中 豊 一
	委 員	田 中 圭 介	委 員	浦 川 佳 浩
	委 員	渡 辺 豊 子	委 員	矢 野 正 憲
	委 員	坂 上 巳 生 男		

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤 原 敏 司	副 町 長	中 尾 清 彦
	総合政策部長	南 和 仁	総 務 部 長	林 利 秀
事務局	議会事務局長	藤 原 伸 彦	書 記	藤 原 孝 二

付議審査事件

- 1) 令和元年12月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長（重光俊則君）皆さん、おはようございます。

本日は、令和元年12月熊取町議会定例会の運営についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（重光俊則君）初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林 利秀君）令和元年12月熊取町議会定例会にご提案させていただきます案件につきまして、お手元の資料に基づき説明いたします。

順序につきましては議会の進行に基づき説明いたします。

まず、資料裏面の一番下、行政報告事項につきましては、損害賠償に関する専決処分報告についてが2件でございます。

資料表面をお願いいたします。

次に、予定議案につきましては、条例改正が3件、新たな条例制定が2件、泉州南消防組合同規約の変更に関する協議が1件、工事請負変更契約の締結が1件、補正予算が6件、合計13件でございます。

それでは、各案件内容について説明いたします。

裏面をお願いいたします。

行政報告事項について説明いたします。

損害賠償に関する専決処分報告2件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において町長の専決処分対象として指定されている事項のうち、損害賠償に関する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、予定議案について説明いたします。

表面をごらんください。

1 件目の一般職職員給与条例の一部を改正する条例につきましては、令和元年 8 月 7 日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うため、この条例案を提出するものです。

2 件目の都市計画法第33条第 3 項の規定に基づく開発行為に係る制限の緩和に関する条例の制定につきましては、都市計画法施行令第25条第 6 号ただし書きの運用を適用し、開発行為に係る制限を緩和することにより、適正な公園の配置が図れることから、この条例案を提出するものでございます。

3 件目の都市計画法に基づく開発行為に伴う公園等の設置について緩和を受けた場合に徴収する負担金に関する条例の制定につきましては、都市計画法第33条第 3 項の規定に基づき、開発行為において都市公園を設置しない場合に徴収する負担金に関し、必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものでございます。

4 件目の永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例につきましては、駐車場利用料金において、町内利用者と町外利用者との差を設け、さらなる公平性の確保と永楽ゆめの森公園の利用者サービス向上を図るため、この条例案を提出するものでございます。

5 件目の下水道条例の一部を改正する条例につきましては、令和 2 年 4 月 1 日より下水道排水設備工事責任技術者の登録事務が大阪府下水道協会で一元化されることに伴い、関係条例の一部改正が必要なため、この条例案を提出するものでございます。

6 件目の泉州南消防組合理約の変更に関する協議につきましては、泉州南消防組合理約の経費の支弁方法を変更することについて、地方自治法第286条第 1 項の規定により、泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町及び岬町と協議するため、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

7 件目の工事請負変更契約の締結について、熊取町立西小学校トイレ改修工事につきましては、当該工事において、工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第 1 項第 5 号及び要議決契約等条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、この案件につきましては、少しでも早く工事を進め、子どもたちの学校生活の支障にならないようにしたいことから、委員会付託を省略し本会議でご審議いただきたくお願いするものでございます。

8 件目の令和元年度熊取町一般会計補正予算（第 7 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 4, 137 万 9, 000 円を追加するものでございます。

主な補正内容は、老人憩の家耐震補強に係る経費及び西小学校校舎の外壁、屋上の防水改修に係る経費などとなっております。

9 件目の令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 324 万 3, 000 円を追加するものでございます。

主な補正内容は、オンライン資格確認のシステム改修に係る電子計算機使用負担金の増額に伴う補正、人事異動及び人事院勧告実施に伴う人件費補正などでございます。

10 件目の令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 54 万 5, 000 円を追加するものでございます。補正内容は、財務会計システムのコード変更に係るシステム改修による電子計算機使用負担金の増額に伴う補正、人事異動及び人事院勧告実施に伴う人件費補正でございます。

11 件目の令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 781 万 9, 000 円を追加するものでございます。

主な補正内容は、交付金及び補助金の交付額決定及び内示に伴う経費の補正、人事異動及び人事院勧告実施に伴う人件費補正などでございます。

裏面をお願いいたします。

12 件目の令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的収入の既決予定額から 1, 000 円を減額、収益的支出の既決予定額から 229 万 2, 000 円を減額、資本的支出の既決

予定額から32万4,000円を減額するものでございます。

補正内容は、人事異動及び人事院勧告実施に伴う人件費の補正でございます。

13件目の令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入の既決予定額に1,073万5,000円を追加、収益的支出の既決予定額に1,575万8,000円を追加、資本的収入の既決予定額に191万6,000円を追加、資本的支出の既決予定額に191万6,000円を追加するものでございます。

主な補正内容は、平成30年度下水道事業会計決算確定に伴う一般会計繰入金清算返納金の計上、人事異動及び人事院勧告実施に伴う人件費の補正でございます。

なお、追加予定議案といたしまして、現時点での案件は、印鑑登録条例の一部を改正する条例を予定してございます。その際にはよろしくお願いいたします。

以上で、令和元年12月熊取町議会定例会にご提案させていただきます案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（重光俊則君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

以上で、本定例会に提案されます議案の説明を終わります。

次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

会期については、別紙日程表（案）のとおり、12月4日から12月19日までの16日間といたします。本会議の開催については、12月4日、5日、6日及び19日の4日間といたします。

各常任委員会の開催については、総務文教常任委員会を12月12日に、事業厚生常任委員会を12月11日に、それぞれ開催いたします。

また、第2回目の議会運営委員会につきましては12月11日に、議員全員協議会を12月12日に開催いたします。

以上のとおり、令和元年12月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。

次に、一般質問の順番につきましては、お手元に配付のとおりであります。11月26日の正午に通告を締め切った後、議長立ち会いのもと、私がくじ引きにより決定いたしました。

次に、議事の運営であります。日程第10 議案第79号 工事請負変更契約の締結について（熊取町立西小学校トイレ改修工事）の件は、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

次に、議案第73号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件、日程第9 議案第78号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議についての件及び日程第11 議案第80号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の件、以上3件は総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第5 議案第74号 都市計画法第33条第3項の規定に基づく開発行為に係る制限の緩和に関する条例の件、日程第6 議案第75号 都市計画法に基づく開発行為に伴う公園等の設置について緩和を受けた場合に徴収する負担金に関する条例の件、日程第7 議案第76号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第77号 下水道条例の一部を改正する条例の件、日程第12 議案第81号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件、日程第13 議案第82号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件、日程第14 議案第83号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件、日程第15

議案第84号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）の件及び日程第16 議案第85号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）の件、以上の9件は事業厚生委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり、令和元年12月熊取町議会定例会の運営を行うことについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、令和元年12月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでした。

（理事者退席）

委員長（重光俊則君）次に、意見書の取り扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧をごらんください。

意見書につきましては、4件提出されております。

まず、渡辺議員から、令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書（案）、次、「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書（案）の2件、次に、浦川議員から、小・中学校の全ての学年で35人以下学級の実施を求める意見書（案）、次に、坂上巳生男議員から、海洋ごみの処理推進を求める意見書（案）、以上の4件の意見書について、各会派に持ち帰り審議をしていただき、次回12月11日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

以上で、令和元年12月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（「10時14分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

重光俊則

議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和元年12月11日（水曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員 長	重 光 俊 則	副 委 員 長	田 中 豊 一
	委 員	田 中 圭 介	委 員	浦 川 佳 浩
	委 員	渡 辺 豊 子	委 員	矢 野 正 憲
	委 員	坂 上 巳 生 男		

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤 原 敏 司	副 町 長	中 尾 清 彦
	総合政策部長	南 和 仁	総 務 部 長	林 利 秀
事務局	議会事務局長	藤 原 伸 彦	書 記	藤 原 孝 二

事 件

- 1) 令和元年12月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

委員長（重光俊則君）皆さん、こんにちは。

本日は、令和元年12月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

委員長（重光俊則君）それでは、本定例会に提案されます追加議案について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林 利秀君）令和元年12月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加案件につきまして、お手元の資料に基づき説明いたします。

追加案件につきましては、追加予定議案1件でございます。

資料裏面の追加予定議案の欄をごらんください。

追加予定議案につきましては、印鑑登録条例の一部を改正する条例についてが1件でございます。

それでは、案件内容について説明いたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、印鑑登録証明事務処理要領において印鑑登録に係る登録資格者の定義が改められたことに伴い、印鑑登録条例の一部を改正する必要性が生じたことにより、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、令和元年12月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（重光俊則君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件につきましては、12月19日の本定例会最終日に追加議案として上程し、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、本件につきましては、追加議案として上程し、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでした。

(理事者退席)

委員長(重光俊則君) それでは、先日持って帰っていただきました意見書4件について、ご意見をいただきます。

お手元に配付しております意見書一覧の順に審議をいたします。

まず、1件目の令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書(案)についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。

1ページ目の令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書で、内閣総理大臣等の提出先と6項目の記載があります。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

それでは、本意見書について、全会一致ですので、追加議案として上程することにいたします。

次に、2件目の「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書(案)についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書(案)について、全会一致ですので、追加議案として上程することといたします。

次に、3件目の小・中学校の全ての学年で35人以下学級の実施を求める意見書(案)についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

全会一致ですので、追加議案として上程することといたします。

次に、4件目の海洋ごみの処理推進を求める意見書(案)についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。渡辺委員。

委員(渡辺豊子君) この意見書については反対するものではないんですが、文言的に少し修正していただけたらと思ひまして、意見をさせていただきます。

記の下の2番目の項目なんですが、「海洋プラスチックごみについては、国際社会と連携して、マイクロビーズの使用規制を含む発生抑制及び削減に向けて、法的規制を含め」と、「含め」という言葉が2つあるんですけども、「検討すること」となっているんですが、法的規制というところがまだどうなんですか。法律が今、私の理解ではまだちょっとできていないのかなというふうに思いますので、まずもって、「海洋プラスチックごみについては、国際社会と連携して、」ちょっと消していただいて、「発生抑制及び削減に努めること」というふうにしていただけたらというふうに思うんです。

これ、以前、大阪府議会のほうでもこの意見書が通っておりまして、そういうふうな内容になっていたんで、そういうふうにご修正していただけたらと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

委員長(重光俊則君) 渡辺委員から、2項目め、「海洋プラスチックごみについては、国際社会と連携して、マイクロビーズの発生抑制」ですね。渡辺委員。

委員(渡辺豊子君) すみません、もう一度言います。

「海洋プラスチックごみについては、国際社会と連携して、その発生抑制及び削減に努めること」にしていただけたらと思うんですが、どうでしょうか。

委員長(重光俊則君) という訂正の意見ですが、どうでしょうか、皆様のご意見は。坂上委員。

委員（坂上巳生男君）今の修正意見はかなり微妙なところなんですけれども、事前に渡辺委員からもそういうご意見をいただいている、ちょっと委員会の直前にホームページでも調べてみたんですが、比較的最近、いつかは定かではなかったんですが、ごく直近のことです。海洋ごみに関する国の法律の改正があって、その中でも、マイクロビーズという表現ではなかったですが、マイクロプラスチックという表現で、マイクロプラスチックの製造業者、事業者の責務としてマイクロプラスチックの使用抑制とかそういうふうなことが書かれておまして、国の法律においてもここでの意見書の表現に近い方向に徐々に変化をしつつあるというふうに認識しているんです。

さらにそういった方向性を強めてほしいという意味で、渡辺委員のおっしゃっているのはちょっと弱いのではないかなと私は思うんです。やっぱりマイクロビーズの表現はぜひ必要だし、使用規制について、そこは使用抑制ぐらいに変えてもそれはいいかなと思いますけどね。

委員長（重光俊則君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）すみません、マイクロビーズとマイクロプラスチックの違いをご説明していただけたらと思うんですが、2つありますので、法的に今、規制、使用抑制とかかかっているのはマイクロプラスチックということをおっしゃっていましたよね。マイクロビーズとまた違うかと。

委員長（重光俊則君）坂上委員。

委員（坂上巳生男君）多分、同じことを指しているのではないかなと思うんですけどね、マイクロプラスチックもマイクロビーズも。結局、歯磨き粉などのそういったものの中に細かいチップが含まれていて、それが海洋生物の中に取り込まれて非常に大きな問題となるということです。マイクロビーズもマイクロプラスチックも同じというふうに私は解釈しているんですけどね。いかがでしょうか。

委員長（重光俊則君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）そしたら、今言う使用規制ではなくて使用抑制という形で文言を変えることはできますか、今先ほどおっしゃっておられましたように。というのは、やっぱりいきなり規制というところ、産業界の影響とかないかなというふうにちょっと思うわけなんです。マイクロビーズにかわるものを開発していかないといけないというか、産業界、いきなり規制というところはどうかというふうに思うんですけど。

委員長（重光俊則君）坂上委員。

委員（坂上巳生男君）そこは、使用抑制というふうに改めていただいてもいいかと思っております。

委員長（重光俊則君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）そしたらそれで、「マイクロビーズの使用抑制を含む発生抑制及び削減に向けて法的規制を含めて」、意味がちょっとわかりにくいんですけども、この文章が。「使用抑制を含む発生抑制及び削減に向けて努めること」でいいですか。

委員長（重光俊則君）ちょっとおかしいですね。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）「法的規制を含め検討」、やっぱり「法的規制」が要るんですかね。すみません。

委員長（重光俊則君）坂上委員。

委員（坂上巳生男君）現に法律をつくってあった海洋ごみの処理推進の法律を比較的最近法改正したりとか、そういうふうに徐々に法的な規制が強められる方向に進んでいますので、法的規制という言葉は必要かなと思うんですけどね。

委員長（重光俊則君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。そしたらそれで、「マイクロビーズの使用抑制」というところにだけ修正をお願いします。

もう一つ、この意見書の4項目の中にはリサイクルということがないんですけども、リサイクル推進というかリデュース、リユース、リサイクルというこの3R、それを、ただ単に抑制というだけではなくて、リサイクル、リユースというところがやっぱり必要かなと思うんです。国民に向けてそういったことも推進していかないといけないと思いますので、もう一つ、優先順位のある3

Rの実施というのを入れていただいたらどうかというふうに思うんですけど。

委員長（重光俊則君）坂上委員。

委員（坂上巳生男君）それはいいと思います。文言としてはどういうふうに入れたらよろしいでしょうか。

委員長（重光俊則君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）今言うとおりで。「優先順位のある3Rの実施を推進すること」にしましょうか。

委員長（重光俊則君）坂上委員。

委員（坂上巳生男君）「優先順位のある3Rを推進すること」ということですか。

（「はい」の声あり）

委員（坂上巳生男君）優先順位のあるというのはどういう意味でしょうか。

委員長（重光俊則君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）一番最初に発生抑制、リデュースですよ。2つ目に再使用であるリユース、3つ目に再利用であるリサイクルというその3つ、3Rということです。それを優先ということです。だから、リサイクルできない場合は熱回収ということもあるわけなんですけど、まずもって3Rを着実に実施していくべきだという内容をつけ加えていただいたらというふうに思います。

委員長（重光俊則君）「優先順位のある3Rを実施すること」。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）「実施すること」ですね。すみません、ややこしいです。

委員長（重光俊則君）私から、2項目めに戻るんですが、どうしても「マイクロビーズの使用抑制を含む発生抑制を削減」という文章はおかしいと思うんで、それは「マイクロビーズの使用抑制及び削減」にするのか、あるいは抜けた法的規制が優先するのか、使用発生と削減が優先するのかでいうと、ここでは法的規制を含め検討することということになっていますよね。ここはどのような文言にしますか。坂上委員。

委員（坂上巳生男君）そこは、ちょっと文章が長いんでわかりにくいですが、もともと文章の始めは、海洋プラスチックごみについてはということですね。海洋プラスチックごみというのはさまざまあるんですけども、その中の一部にマイクロビーズ、これは特に悪質なものです。一般的な例えばポリ袋とか、そんなのが流れ着くとか、そういうものよりもはるかに質の悪い、非常に危険な問題を含むものとしてマイクロビーズがあるんですけども、それはもう製造の段階で使用を抑制する、使用を規制する必要があるということでこういう文言を入れているんです。だから、海洋プラスチックごみがまず大きくあって、それに関してはマイクロビーズの使用抑制を含む、発生抑制というのは、これは海洋プラスチックごみ全体の発生抑制ですね、要は発生しないように抑制していく。「発生抑制と削減に向けて法的規制を含め検討すること」と。ここでいう発生抑制は、マイクロビーズにかかっているんじゃなくて海洋プラスチックごみ全般にかかっていると、そういうふうに理解してもらったら意味がわかると思うんですが。

委員長（重光俊則君）じゃ、「海洋プラスチックごみについては、国際社会と連携して、マイクロビーズの使用抑制を含む発生抑制及び削減に向けて法的規制を含め検討すること」。

（「ちょっとわかりにくいですよ」の声あり）

委員長（重光俊則君）「法的規制を検討すること」ではいかんのですね、「法的規制を含め」でないと。それは何を検討するんやろう。坂上委員。

委員（坂上巳生男君）私どもも、これは既に可決された自治体の意見書をもとにつくっていますので、この文言に関しては既に可決された意見書の文言をほぼそのまま活用させていただいているんですけども、「法的規制を含め」というのは、法的規制だけではだめですよということだと思っただけです。法的な規制と、もちろん自治体や事業者自身の努力もあるし、そういったことも含めという、そういう意味かなというふうに解釈しています。根本のところは法的規制、法律で規制していくというのが一番根本ですけども、それを含めて総体的に進めていくという、そういうことかと思っただけです。

委員長（重光俊則君）では、今の坂上委員の説明で、「含め」が2回出てきますけれども、何か意見はありますか。よろしいですか。

田中委員、何か意見はございませんか。田中豊一委員。

委員（田中豊一君）マイクロビーズが特に今、この発生抑制とか規制を強めなあかんというふうな考え方でこういうふうになっているから、「マイクロビーズの使用規制・発生抑制及び削減に向けて」、それで法的規制というのを入れるかどうかですけれども、僕個人的な意見では、これは法的規制をやっつかんとあかんの違うかなと思うんです。洗顔石けんとかに入っている小さい粒ですよ。垂れ流しと聞いているし、魚の中へ入っているいろいろな問題があるというふうに入っているの、どんな問題があるかというのを全部把握できていないんですけれども、法的規制、これ意見書出してもそのとおりになるかどうかわかりませんが、やっぱり産業界にも、そういう意見があつてこれについては将来はなかなか難しいですよということをわかってもらうためにも、法的規制というのは入れてもいいん違うかなと僕は思います。

委員長（重光俊則君）今の田中委員の中で、「海洋プラスチックごみについては、国際社会と連携して、マイクロビーズの使用抑制・発生抑制及び削減に向けて法的規制を含め検討すること」という案でしたが、いかがでしょうか。坂上委員。

委員（坂上巳生男君）さっきも言いましたように、そういうふうにしてしまうと、ここの文章はマイクロビーズだけに限定されてしまうんだと思うんです。もともとのこの文章の意味は、マイクロビーズのところちょっと焦点を当ててはいますが、そもそも「海洋プラスチックごみについては」という言葉で始まっているので、マイクロビーズの使用抑制、それだけを言っているわけではないという、そういうことだと思えます。だから、「使用抑制・発生抑制」にしてしまうとマイクロビーズのことだけに限定されてしまうと、そういうことになると思うんですけれども、ちょっと文章がややこしいですね、これ。

委員長（重光俊則君）今の段階では、「海洋プラスチックごみについては、国際社会と連携して、マイクロビーズの使用抑制を含む発生抑制及び削減に向けて法的規制を含め検討すること」と。完全におかしいということにはならないでしょうけど。どうですか、よろしいですか。これ以上熊取町議会では進まない。

じゃ、一応最終的に、「海洋プラスチックごみについては、国際社会と連携して、マイクロビーズの使用抑制を含む発生抑制」、これは抑制でいいですね。

（「はい」の声あり）

委員長（重光俊則君）「を含む発生抑制及び削減に向けて法的規制を含め検討すること」ということと、5項目め、「優先順位のある3Rを実施すること」。3Rの説明は入れなくてもいいですか、一切。

（「要りますか、リデュース・リユース・リサイクル」の声あり）

委員長（重光俊則君）括弧して、リデュース・リユース・リサイクル、括弧をして今のを入れて、実施することということよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、という訂正を加えまして、全会一致で追加議案として上程することにいたします。

次に、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時議会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和元年12月定例会閉会から令和2年3月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出をいたします。

以上で、令和元年12月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(「13時56分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

重光俊則

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会

月 日 令和元年12月12日（木曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員長	浦川佳浩	副委員長	河合弘樹
	委員	大林隆昭	委員	田中豊一
	委員	重光俊則	委員	渡辺豊子
	委員	坂上巳生男	議長	矢野正憲

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	教育長	勘六野朗	総合政策部長	南和仁
	総合政策部理事	明松大介	総合政策部理事兼財政課長	東野秀毅
	総務部長	林利秀	総務部理事	阪上章
	住民部長	巖根晃哉	住民部理事	田中耕二
	健康福祉部長	山本雅隆	健康福祉部理事	山本浩義
	健康福祉部理事	木村直義	都市整備部長	矢部義雄
	都市整備部理事	阪上敦司	都市整備部理事	大西宏
	会計管理者兼会計課長	中谷ゆかり	上下水道部長	山戸寛
	教育次長	貝口良夫	教育委員会事務局統括理事	吉田茂昭
	教育委員会事務局理事	林栄津子	教育委員会事務局理事	野津恵
	企画経営課長	橘和彦	危機管理課長	白川文昭
	情報政策課長	浦添全弘	人事課長	道端秀明
	税務課長	野津博美	収納対策課長	堀口卓也
	住民課長	山戸由紀美	産業振興課長	奥村光男
	環境課長	島尾学	健康・いきいき高齢課長	石川節子
	介護保険課長	根来雅美	子育て支援課長	三原順
	保育課長	下中昭三	保険年金課長	阪上正順
	まちづくり計画課長	馬場高章	道路課長	山原栄次
	水とみどり課長	庭瀬義浩	学校教育課長	松浪敬一
	生涯学習推進課長	立石則也		
事務局	議会事務局長	藤原伸彦	書記	藤原孝二

付議審査事件

- 議案第73号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例
- 議案第78号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議について
- 議案第80号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第7号）

委員長（浦川佳浩君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常務委員会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

委員長(浦川佳浩君) なお、発言される方は必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいても結構ですので、申し添えておきます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る12月6日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案3件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 補足説明ございません。よろしくようお願いいたします。

委員長(浦川佳浩君) 補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長(浦川佳浩君) 初めに、議案第73号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員(重光俊則君) この給与改定で、町の費用負担の増加は幾らになりますか。

委員長(浦川佳浩君) 道端人事課長。

人事課長(道端秀明君) 町として全会計で申し上げますと、単年度で約800万円の増加が必要になるところでございます。

以上でございます。

委員長(浦川佳浩君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第73号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(浦川佳浩君) 次に、議案第78号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺委員。

委員(渡辺豊子君) 議員全員協議会の際にも説明をしていただいたんですが、今回、泉州南消防組合の規約を変更するというところのもので、その変更内容をまたもう一度ご説明お願いしたいと思います。

委員長(浦川佳浩君) 白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）先日の議員全員協議会のご説明と同じものになりますが、ご説明を再度させていただきます。

割合からでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

危機管理課長（白川文昭君）割合の考え方としましては、先日もご説明をさせていただきましたが、第4回あり方会議、各構成市町の首長の中で最終調整が行われた案としまして、消防組合経費のうち議会経費を除く消防費、全体の60%の割合の部分に対しては、各構成市町の交付税の算定基準でもあります基準財政需要額の割合により算定いたします。本町の場合は、パーセンテージでいきますと15.9724%が60%の部分に掛けられること、乗じられることとなります。

残りの27%分には、消防需要額に係る割合を乗じることとなります。消防需要額の考え方につきましては、過去5年間、組合発足後5年、平成26年度から30年度までの熊取町内における火災出場の回数が5年で30回でございます。平成26年度から平成30年度までの救急出動件数1万373件。この各市町の割合、熊取町の火災出動、救急出動、1対1の割合で11.86%、3市3町の中で熊取町の救急出動、火災出動の回数11.86%を、消防経費27%分に対してはこの率を掛けさせていただくと。

残り13%につきましては、これは均等割という考え方でございます。13%ほどのような考え方かといいますと本部経費、今、熊取署、泉佐野署、各署所でございますが、りんくうに置いておるりんくう本部のほうでの共通経費が全体の13%分となっております。この13%に対しましては、市が60%、町が40%、それを3市3町で割ると、40%を3町で割って、熊取町は13.3334%となっております。これは議会の選出基準と同じパーセンテージになるんですけれども、市が3名、町が2名、この割合で13.3334%を全体の経費13%分に乘じた形で算出するという形となっております。

この3つの経費、それぞれの割合に対して乗じますと、全体としましては、3つの経費を合わすと全体で14.5193%の負担率という状況となります。これまで発足以来6年、組合において算出しておりました平成21年度、平成22年度の熊取町の消防需要に係る決算額、それと23年の予算額の割合でスタートしたものです。これにつきましては、これまで13.6204%の負担率で経費負担をしておったところですが、今後、今回提案させていただく令和2年4月1日からおきましては、こちらの14.5193%において経費負担を熊取町はしていくという考え方でご提案をさせていただいたところでは。

なお、一気のこのパーセンテージまで上げるものではなく、3カ年をかけながら、1年目が3分の1の増、2年目が3分の2の増、3カ年目で先ほど説明させていただきました14.5193%の率に引き上げを行うという状況のものです。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。議員全員協議会でも教えていただいたんですが、今回負担割合を見直すことによりまして、今までは13.6204%の負担だったのが14.5193%の負担に変わったということで、負担額もふえるというところのご説明なんですけれども、最初の負担の割合、基準財政需要額、また消防需要額、そして均等割、最初に説明していただきましたその割合が60%、27%、13%を基準に算定したらそうなったということです。これは3市3町の首長会議、あり方会議の中でそのパーセント割合は決定したものであるということで、今回この議案の中ではそのことについて協議するというので、別に定めるというふうになっているんですけれども、この負担割合というものの見直しとかいうものは今後あるんですか。このままずっとこれで継続していくのでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）今後変更していくという前提で、今まだ協議をさせていただいているものではございません。今のところ、一旦発足以前に策定しました消防計画の中で、今後、平成25年発足後3年から5年の間にまず適正な現状、消防需要に見合った負担率に見直すということが決め

られておったところで、今回、そのまず改定を行ったという状況のものでございます。

ですので、このまま永遠にいくとかどこかのタイミングで変えるとかという議論は、まだ今のところされているものではございません。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。そしたら、60%・27%・13%というその割合は、今後またあり方会議等で検討もあるというふうに理解させていただいていいわけですね。

委員長（浦川佳浩君） 白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君） 60%・27%・13%という割合の変更につきましては、今後そういう対応はあるかと思えます。会議の中でも触れられましたのが、私、先ほど説明させていただきました共通経費13%というのは今現状の消防費の中での割合です。こちらの変動は、まず場合によっては12%に共通経費がなる可能性もありますし、逆に14%になる可能性もあります。そんな中で、今後そのような議論はなされるというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。

それと、負担割合もあるんですが、結局、広域で消防組合ができた当初から比べて、平成25年度の本町の負担額から比べて、今の割合でも30年度の決算額で見たときに、議員全員協議会でもご報告があったんですが、負担額が1億2,700万円ふえているわけですよ、結成当初よりか。それだけふえているというところで、全体枠、全体経費がやっぱりふえているのではないかなというふうに思うんです。なぜ全体経費がそれだけふえたのかというところ、一応全体経費もやっぱり減らしていく、削減していかないと、負担の割合だけではなくて、本当にもうずっと毎年ふえていくのかなというところも懸念されます。消防は負担を軽減するために広域になったのかなというふうに思っているわけなんですけれども、それだけふえているというところで、全体経費がなぜふえたのかというところのご説明をお願いします。

委員長（浦川佳浩君） 白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君） 委員おっしゃるとおりで、総額が上がっているというのは事実でございます。その要因としましては、まず組合化する中で署所の統廃合をする中で減った署もあればふえた署もあるということで、ふえた署に関してまず投資的経費、建設費用がふえているという状況のものでございます。ですので、新たな新築、解体等については一定もう終わりましたので、そちらの費用は今後軽減されるものと考えてございます。あと、救急のデジタル化事業のほうにも組合化した後に取り組んでございます。救急のデジタル化であったり消防指令センター、これは平成28年度から運用を開始しておりますが、この辺の増設、新設費用がかさんだというものでございます。

なお、救急のデジタル化につきましては、熊取町単独消防であった場合でも必要な経費として予算、決算としては上がってまいりますので、こちらについては広域化しなくても、熊取町で単独でした場合でも消防費というのは相当額が必要になっているかと思えます。危機管理課において整備しておりますデジタル防災行政無線の整備とあわせて、このデジタル化といいますのは国の施策として進められているものですので必要な事業で、町単独でも必要であったという状況のものでございます。

この辺の一定整備が終わっておりますので、今後は一定の水準で、これまで増加傾向にあったものが、前回提案させていただいておりますが、今年度の予算額ベースで推移するというふうに聞いてございます。マックスで、委員が今言われた平成25年に組合化した際の本町の負担額4億1,643万561円について、平成30年度、昨年の決算額4億5,372万4,889円、これと比べて1億2,729万4,328円が上がったということですが、昨年の30年度決算というのが、私どもが組合のほうから説明を受けてございますのがマックスの額というふうに聞いてございます。これはただ、町の負担額、

これまでの負担額におけるマックスと聞いてございます。

今後、その負担割合が変わった場合はまた若干変わる可能性はございますが、総額については、すみません、30年度決算が最大、投資的経費がかさんだ部分で上がってきたという傾向にあるというところのものでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君） 私のほうからあわせてご説明させていただきたい点が、まず組合化を始めた中で、負担金の中に公債費相当分というのが入っていますので、その分については、単独消防でやっておれば別の公債費という費目の中で上がってくる分があります。先ほど課長がお話しさせていただいた投資的経費でやはり一定の起債を組合側でも発行していますので、その費用分というのは本来差し引く部分はあるかと思えます。ただ、それを差し引いたとしても、委員おっしゃられたように、やっぱり増加傾向にある点は間違いなくその内容になりますので、そういう部分もあってという、負担金という予算の執行の仕組みが少し変わっている部分をご説明させていただければと思います。

あと、25年度当初も退職手当が同じように負担金で入っていたんですけども、退職手当もともと単独消防でいえば総務費のほうでまともって上がってくる費用ですので、消防費では上がってきていませんでした。ただ、やはり退職する方、組合全体の中での年齢構成によって上がり下がりがあるということで、大きい年にはほかの事業をさほどしていなくても退職手当分で、現行で13.幾らの割合というのはふえてきますので、やっぱりその部分とかの影響もあっての今現状ということでご理解いただければよいかと思えます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 今回の報告を聞かせていただいたら、建設経費については一応もう今後は削減するだろうというような見通しですよね。ただ公債費は残るところと、デジタル化については継続的にその経費はかかるというところで、全体経費については削減できる方法はあるんですか。何か今、このままずっとふえていく場合の負担というところをやっぱり何とか抑えていきたいというところを思っています。

本町としても、この間、議員全員協議会で聞かせていただいた負担割合の中で見たときに、泉南市、阪南市、田尻町、岬町は全て今までよりか負担が軽減されているんですけども、本町と泉佐野市だけ負担がふえているわけなんです。それを見たときに、本町とすればこのまま何もなしで、ただこれが決まったからこれでいきますというので、はいわかりましたで終わっていいのかなというところもあります。

ちょっとその辺のところ、やっぱり全体経費を抑えていく方法をしっかりと組合としても考えていってもらわないといけないし、考えというのを示していただきたいと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君） 白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君） 委員おっしゃるように、その辺のところにつきましては我々担当部署のほうも危惧しているところございまして、総額抑制については各市町、危機管理部局、財政部局、毎年予算調整会議等では申し入れているところです。

組合議会に出席されている議員の皆さんはもうご存じかと思いますが、議会の中でも今現在、組合化する前と組合化してからの人員といいますのが7名の削減を図ったというようなところでの状況なんですけれども、7名ではなく、定数の見直しというのは今後も進めていくべきであろうというような提案は我々のほうもさせていただいておりますし、組合議会のほうでも一定提案はなされているところでございます。

ことしの30年2月には消防経営戦略プランというものも出されておるんですけども、今後もそ

にかえって経費が増大するというふうなことも、これは民間の事業所でも何かそういうことが発生するということも聞いております。ですから、広域化によって無駄なものが生じていないかどうか、その辺はぜひ検証していただきたいと思いますと思うんですね。

だから、消防の場合は基本的にはそれぞれの市町に消防署があり、その地域ごとに消防の体制がもともとできていたわけで、もちろん岬町、阪南市の場合は違うでしょうけれども、熊取町の場合は単独消防でもやっていけた状況のもとで広域消防に参加したということがございますので、広域化したことでかえって余分な仕事が発生していないかどうか、その辺は考えていただいて厳密に効率化を図っていただきたいと思いますと思うんですが、その辺についてはいかがですか。

委員長（浦川佳浩君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）こちら委員おっしゃるとおりで、我々のほうもその辺につきましては年に数回、担当部署の会議もございます。そういう中では提案もさせていただいております。予算につきましても、うちの財政部局職員が、3市3町の財政職員が集まった中で予算の提案を受けて、いろんな資機材等の整備についても、部分的に必要なもの、不必要なものを見きわめについては各市町の財政部局もかかわって対応しているところでございます。

今後も、委員ご指摘のように、我々のほうもそういう必要、不必要な経費についてはきっちりと適正にかかわっていくというような体制で臨んでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）先ほど渡辺委員のほうから、熊取町の負担が増加していることに鑑みて、泉州南消防組合の経費削減を働きかけるべきであるということをおっしゃいました。

それと、これはもともと、先ほど来の説明によりますと、全体経費で投資的事業というのはほぼ終わっているという状況で、今、各市町の負担割合をこの規定によって変更しているわけですが、変更によってこの負担割合が適正なのかということを検証するという時期がないんですね。今提案された基準財政需要額割が60%、だから消防需要額割が27%、均等割が13%でしたか、この割合は、今回までの協議によってこれを決めたということで、実際この割合が適正なのかということとは検証されていないんですね。

一番顕著なのは消防需要額割で、この額を泉佐野市はもっと持たないといかん。これが27%で抑えられているということは、これをもっと上げたら、実際に消防活動によってメリットを受けているところというのは泉佐野市なんですね。その数値を27%で抑えて基準財政需要額割とか均等割等で負担を決めていったということについては、これは仮の状態やと思うんですけれども、それを検証せずに、もうこのままでいきますよと、あとそれぞれに当たっては協議により別に定めるということで、この見直しをすると全然決めずに決定されていると思うんです。少なくともこの割合が適正であるかどうかというのを3年間かけて検証して、それによって見直しをすることという要望はすべきだと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

委員長（浦川佳浩君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）そのようなご意見があれば、私どものほうも消防組合のほうには申し伝えていくところで考えてございます。

ただ今回は、先ほど私が説明させていただきましたように、当初組合化した際に、適正な率に変更しようという中で3市3町それぞれ、どうしても自市、自町が有利な案に働く中で、落どころとしてこちらの案を一定、各首長で決定したと、一定適正な率としてしたものというふうに考えてございますので、この後、これが不適切であったので変更していくというところまでの議論は、すみません、現在のところはしてございませぬが、委員の皆さん方からのご意見、ご要望につきましては消防組合のほうに申し入れていくというような考えでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）重光委員がおっしゃられましたように、今回の割合についてはあくまでも協議によって決まったというところで、本当に適切な正解の数値というか、割合は何やねんというところはなかなか見出せないと思います。これは永遠に見出せないのかもわかりません。というのは、全国的に見ると、やっぱり基準財政需要額を100%適用している組合もございますし、また人口割、面積割という形で定めているところもございます。委員が同じくおっしゃられたように、この3年間でやっぱりしっかりと検証して、今後の見直しということも含めて展望していかないかというように考えています。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）課長、部長が申し上げましたとおりでありますけれども、これは3市3町の協議によるというふうなことで理解をお願いできればと思います。落としどころというんですか、先ほど、基準財政需要額が100%ということで組合化しているところもございます。その中で各市町が我が我がというふうなことを言っていきますと、なかなかまとまる話もまとまらないと。どこかが何らかの時点で妥協ではないですけれども、全体のことも考える中ではそういったところが必要かなというふうに思います。

これは、だからこれで定まったというふうな思いではございませんので、また議員の皆さん方のお力をかりながら、消防組合を通す中での管理者会議の中でのまた議論を進めていきたいなというふうに思っておりますけれども、それにつきましてもやはり皆さん方のそういったご意見が重要になってまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

委員長（浦川佳浩君）重光委員。

委員（重光俊則君）これは協議によって決まったということであるので、今の状態から見れば、のまざるを得ないですよということが客観的な情勢なんですよ。

ところが、負担割合の見直しを検討するという、3年から5年をめどにと、こういうことになってきたから、最終的にここで5年目に見直し結果がこれで確定したということになって、先ほど言われた、これの見直しをするという発言をどこもしていないということの中で、熊取町が、議会がその負担割合の変更の見直しをしなさいということを言うということは、これまで協議に当たってきた議員とか町長とかから見たら、その中に参画していたのに何もそこまでのことを言わずに今まで来た。だけど、熊取町の負担が上がったから町議会としてでも負担割合の見直し等を今からやるべきことを提言するということは、強いて言えば今までの議員とかがおかしかったのではないかということになりますよね。

だから、そういう意味で、今これで決まっているけれど、熊取町議会として、経費節減をしなさいというのが一つですけれども、負担割合の見直しをしなさいということは、客観的に見て、それは今までの議員とか町長の参画から見て、協議によって決定しているんやからそこは言うのはやめてほしいよという状態にあるのか、その辺はどういう考え、どういった意見ですか。どう考えられますか。

委員長（浦川佳浩君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）今回の見直しにつきましては、当初の運営計画というものがあって、それで3年から5年をめどに見直すというところで、今回あり方会議を開いて、こういうふうな形で決着したというのが一つございますが、それはあくまでも計画に基づく見直しの作業であったというようにご理解いただきたいと思います。そしたら今後こういうふうな作業は行われないのかということ、絶対はないと思っています。私たちは、それはまた見直しをすべきだということをしっかりと伝えていきたいと思っております。

これは、6つの市町が寄り合いで一部事務組合というものをつくっております。それぞれの市町にはそれぞれの事情も今後出てくるでしょうし、人口もどんどん減っていきます。熊取町よりもっとひどい人口減少が発生するような市町もこの中にはございますし、いろんな状況が生まれてく

ると思いますので、見直しは当然あるべき姿かなというように私は考えております。その分では、やっぱりしっかりと3年間の検証期間というのが非常に大事で、この3年間でどれだけ組合の経費を抑制できるのかという努力というか、工夫をしっかりと組合のほうもやっていただかなければならないというように考えております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）重光委員。

委員（重光俊則君）今、南部長のほうからまとめていただきましたけれども、そういう状況を理解した上で、議員のほうもどういう行動をするかということを検討していきたいと思います。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。田中委員。

委員（田中豊一君）3人の委員の質問であらかたわかりましたですけれども、この件は今回の議会で議決していくということで理解はしているんです。今後、先ほど南部長から答弁いただいた、見直しを必要があると、そうでないとかんというふうな解釈をしたんですけれども、やはり事務担当者でやられれば、そういう3市3町の数的な面とか自分のところに有利なことなども働きかけられると思うので、今後、例えば専門家による第三者機関であるとか監査法人であるとか、そういうところに委ねて基礎的なものをつくってもらうというのも一つの方法かなというふうにも思います。

それと、やはりこの3年間でどれだけ、消防のことですから行革というのがなじむかどうかわかりませんが、我々の周りでも、例えばJAが合併して、熊取町で3つあった支店が1つになって大改革をしているわけです。これはこれで企業というか、組合としてのあり方やと思うんですけれども、消防の場合はそういうわけにはいかないと思うんです、命と財産を守るということで。ただ、今行政でも財政計画や行革のアクションプランをつくるように、そういうところの中で組合でも何年かの計画でそういうものをつくって、見直されるところを計画的にやっていくというのが大事やと思うんで、そういう点も検討の一つの項目としてこれはお願いというか、ぜひ提案をしていただきたいんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）委員ご提案のご意見については、確実に消防組合のほうにも提案をさせていただきますというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。大林委員。

委員（大林隆昭君）すみません、質疑というかお願いになるんです。こんなことを言うと先輩議員たちに怒られるかもしれないんですが、もちろん経費を削減していただくのはその方向でいただきたいと思います。これから災害がたくさんふえる中で、消防車両の更新とか装備の更新、もう日進月歩新しい装備がどんどん出て、僕も末端の消防団で活動しているんですが、消防団の装備ですらどんどん新しいものが出ています。肝心の車両の更新とか装備の更新がおくれて万が一のときに動けないということがないようにだけ、よろしく願いいたします。

委員長（浦川佳浩君）要望ですね。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第78号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（浦川佳浩君）次に、議案第80号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。河合副委員長。

委員（河合弘樹君）産業活性化基金事業なんですけれども、これは見込み増で……

（「何ページ」の声あり）

委員（河合弘樹君）23ページです。

これは創業支援事業と思うんですけれども、件数とか細かい中身を詳しくお聞かせ願えますか。

委員長（浦川佳浩君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）産業活性化基金事業の補正の内容でございます。

委員おっしゃりますとおり、今回、創業支援事業が見込みのほうでふえているというところで、当初12件見込んでいたところが今、見込みの段階で15件の方、相談も含めですけれども、来ているような状況でございますので、そういったところを加味して今回補正予算として計上させていただいたといったところでございます。

委員長（浦川佳浩君）河合副委員長。

委員（河合弘樹君）その創業支援事業なんですけれども、45歳未満で男女とかで金額が違うんですよね。そういう細かいことを教えていただきたいんですけれども。

委員長（浦川佳浩君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）今年度につきましては、いわゆるまだ交付決定を打っている段階であるとか相談の段階というところでございますので、29、30年度の実績でいきますと、45歳以下の総数で15件ございまして、45歳以下の方が10件、46歳以上の方が5件というところでございます。また男女別につきましては、同じく15件中、男性の方が12件、女性の方が3件といったような状況でございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）河合副委員長。

委員（河合弘樹君）ありがとうございます。

以前は45歳以下しかだめと思っていたんですけれども、46歳以上でも大丈夫なんですか。

委員長（浦川佳浩君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）45歳以下の方は割り増しして交付するといった形で、通常が50万円になっているんですが、そういう青年の方につきましては75万円までかさ上げして交付すると、そういったたてつけになっておるところでございます。

委員長（浦川佳浩君）河合副委員長。

委員（河合弘樹君）ありがとうございます。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありますか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ただいま河合委員のほうから産業活性化事業補助金について質問がございましたが、それに関連して、ここの補助金の補正には直接は当たらないかもわかりませんが、熊取町では、こういった補助金とは別メニューで企業誘致に係る補助メニューというのはございましたでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）橘企画経営課長。

企画経営課長（橘 和彦君）企業誘致に関しましては、原発特措法を活用した企業誘致ということで、投資です。固定資産税の軽減ということで、補助金ではございませんが、行っている内容が一つございます。もう一つは、特別に行っているホテル誘致ということで、これは奨励金を出して行っているという2点が主にございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）その特措法にかかわる企業誘致は固定資産税の減免というふうな形での誘致という事なんですけれど、その制度で企業誘致があったという事例はございますか。

委員長（浦川佳浩君）橘企画経営課長。

企画経営課長（橘 和彦君）新たな企業誘致ということでこの制度が活用された例は、現在のところございません。ただ、固定資産税の軽減に関しましては、既存の町内事業者でも一定の設備投資を行えば、その分の設備投資に対する償却資産であったりとかいう固定資産税の軽減を行っております。これは現在、毎年、町内のある一定の企業、大きなところでは一定の投資額がございますので、毎年1件、固定資産税の軽減を行ってございます。これは事業者の転出防止にも役立っているというふうに認識してございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今、毎年1件とおっしゃいましたけれども、それは特定の企業が毎年それを活用しているということなんですか。

委員長（浦川佳浩君）橘企画経営課長。

企画経営課長（橘 和彦君）制度的に2,700万円以上の投資を行わないといけないという最低限の投資限度額がございます。それ以上行っている事業者ということで、一定の大きな町内での事業者がこの制度を活用いただいているところでございます。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）そうしますと、現在の既存の町内の一定規模以上の企業がその恩恵をこうむっているということのようなんですが、新たな企業誘致ということで、産業活性化基金を活用した何らかの補助メニューを創設するとか、そういうご予定はないんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）企業誘致担当の立場でお話しさせていただきますと、現時点、熊取町のほうですけど、ご存じのとおり、市街化区域に大きな一定の土地がないというところで、そういった視点で前産業振興ビジョン策定の際に一定熊取町のほうでは企業誘致をしないという方向性も立てたのですが、昨今、それではあかんやろうということで、熊取町の特性を生かした原発特措法が生かされると、あるいは新町長にかわられて、ぜひ熊取町に宿泊施設をとという観点で新たな宿泊施設の誘致条例を制定させていただいたという、そういった流れでございます。

ご提案の産業活性化基金のほうですけども、これは小店舗等々、要はそんなに広大な土地を必要としないという内容になっておりますので、委員がおっしゃっている企業誘致、どこまで産業活性化基金を使って企業誘致ができるのか、その企業という概念が50人未満の企業、50人以上の企業、いろいろな考え方があろうかと思うんですけども、今現時点、それを活用して新たな企業誘致を行うという考えはございません。またそのあたり、企業誘致担当と、それから産業担当のほうはまた連携して今後協議していきたいと思っておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）企業誘致といいますと、すぐ一定の大きな広い土地というふうなイメージをしてしまうんですが、昨今、そういう広大な土地でなくても、個人事業主というほどではないけれども、ある程度の土地があればやれるような、そういう小規模なものづくり企業というのも各地にいろいろございます。また、町内の既存の企業を見ても、そんなに広くない土地で頑張っている製造業もたくさんございます。ホームページ等でいろいろと検索していると、あっ、こんな企業もあったのかというふうな企業が熊取町でものづくりですごく頑張っているというような事例もございます。

そういうことを鑑みれば、新たな企業誘致も必ずや可能だと思われまますので、その辺はぜひいろんな工夫をして頑張っていたきたいということを言っておきたいと思っております。

委員長（浦川佳浩君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）ご提案ありがとうございます。

もう委員おっしゃるとおりでございます。今や、別に大きな土地がなくても、サテライトオフィスというような概念も出てきております。熊取町にも実際、空きビルというのもぽつぽつと出てきているというような、そんな現状もございまして、町長のほうからも、一定サテライトオフィス等々の企業誘致ということも指示をいただいておりますので、そういったことで、枠組みとしては今、産業活性化基金がありますので、そういった枠組みも活用しながら今後研究をしてみたいと思います。ご理解のほどよろしく願いいたします。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）何点か補正の内容について教えていただきたいと思います。

まずは、13ページのシティプロモーション事業、明松理事のところの分かと思うんですが、社宅等誘致奨励金180万円の増額補正についてご説明をお願いします。

委員長（浦川佳浩君）橘企画経営課長。

企画経営課長（橘 和彦君）こちらに関しましては、現時点、見込みということで事前申請をいただいて予算を確保するという観点で、現在1社から12戸、12部屋分の社宅、これは1棟になるんですけども、そのうちの熊取町民がお住みいただく内容として12戸の事前申請がありましたので、その予算を確保させていただくと。また1月以降、固定資産税といいますか、住民税の住居の要件が1月1日現在お住まいというのがございますので、最終的には、ご申請いただきまして年度内にこの補助金を執行させていただくという予定としております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）転入策にはなっているんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）橘企画経営課長。

企画経営課長（橘 和彦君）当然、この12部屋にお住まいの方というのは熊取町にお住まいということ、実際、転入・転出という観点ではなくともいいですか、結果的には転入の方もいらっしゃいますし、当然、もともと社宅があった分の建てかえも含めまして、一度外に出られた方、一旦仮住まいでまたこちらに戻ってこられるということであれば転入にもなりますし、そういう意味で、12名の方には町民税をきっちり納めていただけるといってところでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。

転入促進策という形の観点から考えたときに、今回誘致奨励金を使って何人の方が転入してくるのかということも、町民税の観点だけではなくて、ちょっとそういうところもわかったらなというふうに思いましたので、事業評価というんですか、効果を見るときに、やっぱりその点のところをしっかりとまたチェックしていただきたいなと思うんですが。

委員長（浦川佳浩君）橘企画経営課長。

企画経営課長（橘 和彦君）今回はたまたま建てかえのタイミングもありましたので難しい部分はございますが、基本的に、新たに社宅といいますか住居をご用意される企業に対して奨励金を出してございます。その際、熊取町にお住まいの方がそのまま熊取町に社宅を持たれるというよりは、やはり通われる、遠方から来られる方用に社宅というのがをご用意されるということで、基本的には転入というところは意識してやっておりますのでございます。ここがたまたま、建てかえという今回の奨励金のタイミングがうまくマッチした、そういった結果の申請でもございましたので、そういう答弁になっておりますけれども、町内に社宅を用意する方は、町内からそのままお住まいというよりは、基本的には遠方の方が住まわれる住宅としてご用意いただいているものというふうに思っております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。

じゃ次、違う項で、11ページに個人番号カード交付事務費補助金115万7,000円が国のほうから国庫補助されているんですが、それを活用して15ページに戸籍事務事業という分があるんです。ちょっとこの辺のところの説明をお願いします。

委員長（浦川佳浩君） 山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君） 渡辺委員から質問いただいておりますまず補助金のほうなんですけれども、事務費補助金なんです、115万7,000円、ほとんどについては、当初予算で臨時職員を任用しております。その人件費にかかってくるものです。こちらにつきましては、最終、実績が見込める段階の3月補正でと思っていたんですけれども、先ほどの歳出の予算のほうの歳入も見込めるため、この段階で補正させていただいております。

この人件費に係る分なんですけれども、マイナンバー業務に加えて、今年度から駅下自動交付機サービスの終了に伴って窓口対応の要員として1人任用しているところです。コンビニ交付の導入後、カードの交付枚数というのがだんだん増加しております、これに係る事務料が増大していることと、昨年度の実績から賃金全額が補助対象と見込めるため、12月に補正をさせていただいております。

あと、歳出のほうなんですけれども、通信運搬費、こちらにつきましては、来年2月から新しく、これまでは、郵送やインターネットによってカードを取得したいと思う住民が申請したカードは、できてきた分を窓口にとりに来ていただくというような方式でお渡ししていたんですけれども、申請の際に窓口に来ていただいて本人を確認します。できてきたカードを今度は本人限定受け取りで郵送で受け取っていただく、こういった形の方式で受け取っていただく方法を新たに導入したいと考えておまして、これに係る通信運搬費を上げさせていただいております。こちらにつきましても、10分の10の補助金対象になっておりますので、今回の115万7,000円の中にはこの分も含まれております。

あと、庁用器具費39万2,000円、こちらにつきましてはマイナンバーカードのオンライン申請補助端末、これを導入したいと考えております。3月末の駅下にぎわい館における各種証明書交付サービスの廃止、あと4月末の自動交付機の廃止によって、5月以降、各種証明書については本庁の窓口またはコンビニ交付の利用での取得になっております。コンビニ交付を利用するにはマイナンバーカードの取得が必須であります、これまでの駅下にぎわい館自動交付機の交付率、これをカバーするにはまだ十分な状況ではございません。このため、カードの取得に係る窓口での周知活動をより効果的に行うために、この端末機を導入したいと考えております。

コンビニ交付が始まって以降、カードの案内をしたら、そんなに便利になったんやねということで、結構カード交付について前向きにやるよ、つくるよというような回答をいただくんですけれども、その後はご本人様がおうちに帰って申請書を書いてつくってもらうとか、スマートフォン等で申請していただくということで、あとは本人にお任せするような状況になっております。

ただ、このマイナンバーカードのオンライン申請補助端末機というのは、その場でご本人のIDと写真も撮って、それをセンターのほうに送ることができる端末機になっております。ですので、証明書等を窓口のほうにとりに来られた方については、まずご本人確認できる資料はお持ちなので、そこでお写真を撮ってIDをつけた申請書をそのままセンターのほうに送っていただく。後日、できてきたカードについては、本人限定郵便の方法によって受け取っていただく、そういった形の申請方法を取り入れたいと思っております。これに係る端末機の購入を上げております。この端末機については、上限はございます。3万円ではございますが補助の対象となっておりますので、この分についても115万7,000円、この中に3万円を計上させていただいております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。その端末機が利用できるようになったということは、マイナンバーカードをつくるのに大変住民にとってはつくりやすくなるというか、便利になるかなということだと思います。そしてまた、そうやって郵送で本人限定で、2回窓口に行かないといけないというところがやっぱり手間やったので、そういったふうな改善をされたということはよかったかなというふうに思います。

今のところ、マイナンバーカードの交付率は何%ですか。

委員長（浦川佳浩君） 山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君） 11月末現在で熊取町は15.4%でございます。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） それは、大体全国平均と同じようなものですか。

委員長（浦川佳浩君） 山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君） 全国平均が14.5%で、熊取町のほうが若干上回っております。ただ、大阪府内は16.4%ということで、北摂のほうは結構高いパーセンテージを持っているところもありますけれども、ほぼそれに近い形で、徐々に伸びてはきております。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。

その中で、自動交付機がなくなったということで、駅下にぎわい館のところで、やっぱりまだまだ住民は不便やというところ、今回こうやって改善していただきましたけれども、というところで、住民票等をとりに来る分が今、若干減ったというふうな説明があったと思うんです。違いましたか。何かちょっとそういったところの住民からの不満のお声というか、何かそんな状況はもう減ってきているんですか、不便になったというふうな。

委員長（浦川佳浩君） 山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君） 駅下での証明書交付や自動交付機がなくなったねというふうなお声はあるし、不便だねというふうなことはおっしゃられる方もいらっしゃるんですけども、事情を説明したら仕方ないよねというふうに、苦情にまで発展するというのは、5月以降はそんなに我々窓口のほうではないんですけども。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。いろいろ改善していただいているので、しっかりとまたPRのほうを、こういうふうに今、端末も設置するというところのお知らせとかをしっかりとさせていただきたいと思います。

もう一点だけ、すみません。11ページに文化財保護整備費補助金、中家住宅の分が767万5,000円、50%補助であるんですけども、出のほうで31ページの文化財災害復旧事業費というところで上がっています。委託料と工事請負費で入っているんですが、若干説明をお願いします。

委員長（浦川佳浩君） 立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君） 文化財保存整備費補助金767万5,000円につきましては、表門の耐震補強工事の補助金という形で50%として上がっております。したがって、耐震補強工事につきましては文化庁の事業費として1,535万円で上げております。

それと、文化財災害復旧事業費につきましては2,128万2,000円となっておりますが、先ほどの1,535万円の耐震補強工事と前年度、平成30年度災害復旧工事の追加工事がこの中に含まれております。その分の合計を足しまして2,128万2,000円というふうになっております。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。

去年の台風の関係で災害復旧費等もあってというところですが、今回、表門についての耐震補強

も入ったというところですね。先般、沖縄の首里城で火災がありました。そういうことも踏まえて、こういった熊取町におけます中家住宅、文化財につきましても防火対策というのは必要かと思うんですが、そういった面については今回どういうふうに、そういったことも踏まえてこうなっているのか、ちょっとその辺のところをどう考えているのか、教えてください。

委員長（浦川佳浩君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）耐震補強につきましては、不特定多数の人が利用する建物や被害を受けるとともに戻すことが困難な建物の場合に実施するということです。今現在、建物の保存修理の工事を行う際に耐震補強工事をやっていくということになっておりますので、今回、耐震補強を行うという形になっております。

また、いわゆる火災に関することにつきましては、既に中家住宅を開館したときに放水銃が敷地内に4基ございます。屋内にも屋内消火栓を2つ配置しておりますし、消火器も配置しておるといような状況でございます。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。そしたら、そういう設備はちゃんと整えているというところですね。消火栓というのはスプリンクラーですか。

委員長（浦川佳浩君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）スプリンクラーではなくて、ホースで延ばして行って、屋内につきましてはそれで放水するというものでございます。外にあります放水銃につきましては、母屋の建物の周囲に4カ所、これは設置するような形になっております。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）スプリンクラーみたいなものも検討すべきではないですか。

委員長（浦川佳浩君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）中家を整備して開館するときには、そういうスプリンクラーの設置というものはなかったということでございます。中に火災報知器も2つ設置しておりますので、それ以外にも、臨時職員がそこにおられまして、そこで対応できるという形で考えております。スプリンクラーの設置ということは、整備のときにはなかったということでございます。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）今工事に入っている段階ですので、その当時はそうやったかもしれないですが、今、追加工事として考えられるのであるならばちょっとそれも検討していただけたほうがいいのではないかというふうに思いますが。

委員長（浦川佳浩君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）ご指摘ありがとうございます。

文化財の防火・消火活動につきましては課長からただいま申し上げたとおりで、火災報知機については設置した中で警備といいますか、安全を図っていると。プラス、職員が昼間にはいるということと、夜間についても一定、警備の業務についての委託は行っているということと、消防組織においても、例えば消防団の活動なんかでも文化財についての保安については訓練等もいただいたりというようなところはございまして、そういった形での運用は今まで図ってきております。

今回の火災事案も鑑みますと、今のご指摘のところについてもその余地については、我々も今、補正予算の中には、確かに申し上げたとおりその分は入っていないんですが、一定その辺、例えば費用的なコストというものもそれは当然考えるべきでありますし、それがその補助金に乗せられるのかということも十分考えるべきことでありますので、この点は、工期内でどこまで作業できるかは別にしまして検討してまいりたいのと、また、中家住宅については母屋のほうも一定やっぱり

屋根のほうの修繕等も今後していくべきというようなタイミングに来ておりますので、そういったところは必ず考慮に入れて、適切に対応してまいりたいと思います。ご理解をよろしく願いいたします。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） やっぱり町においても重要な文化財でありますので、しっかりと検討していただきたいと思います。そういった対策というのは、言われたからするというのではなくて、やっぱり事前にしっかりと考えていただきたいと思いますので、お願いしておきます。

委員長（浦川佳浩君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） スプリンクラーが初期消火にどの程度役に立つのかということも見定める必要があるのかなと思います。ただ、やはり火災報知機に加えてスプリンクラー、これも当然セットになったものではないかなというふうに私も思っていたんですけども、それが無いというのは、これはもう本当に意外でした。

重要文化財として熊取町の誇れる財産であるのに、消防署から来てもらえる、消防団があるというふうな、これは話にはならんとします。消防車が来るころには、もう中に火が回っていますよ。そんな状態でいいのかということを考えますと、これはもう本当に真摯に、スプリンクラーの設置の検討は前へ進めたいと思います。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） ほかに質疑はありませんか。河合副委員長。

委員（河合弘樹君） 17ページの老人憩の家維持管理事業なんですけれども、これは久保地区以外で4つ、翠松苑、小谷、小垣内、東和苑とあります。これは来年度やるんですか、工事自体、着工は。

委員長（浦川佳浩君） 石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君） 工事自体、これから予算を可決させていただきますと入札等行って工事の事業者を選定し、地元のほうにも工期の説明をした上になりますので、できるだけ早くとは思っていますが、工事は3月か4月ぐらいから、5カ月ぐらいをめどに検討と今のところは考えているところでございます。

委員長（浦川佳浩君） 河合副委員長。

委員（河合弘樹君） その5カ月というのは、もう5カ所全てということですか。

委員長（浦川佳浩君） 石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君） 一応この5カ所全てでございます。

委員長（浦川佳浩君） ほかに質疑はありませんか。田中豊一委員。

委員（田中豊一君） 29ページをお願いします。

教育費の中学校費の委託料、測量・設計・監理等委託料ということで、これはたしか中学校のトイレの洋式化ということの説明があったと思うんですけども、南中学校と北中学校、繰越明許もそういう説明で出ているんです。工事は来年度の予定ですか。もう一点は、熊中はいつするんですか。その2点を教えてください。

委員長（浦川佳浩君） 松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君） この予算については、熊取北中学校、南中学校のトイレ洋式化改修に向けた設計業務を補正でとるというものでございまして、この設計をご可決いただいて始めていくわけなんですけれども、一応工期が6月末ということで予定をしております、繰越明許もあわせて提案させていただいているという状況でございます。設計が終わりまして、そこから工事ということになるんですけども、工事につきましては、今のところ南中学校、北中学校ともに令和2年度と3年度、2カ年で完成させたいというふうに考えております。

以上でございます。

（「熊中」の声あり）

学校教育課長（松浪敬一君） すみません。熊取中学校の洋式化改修については、その後実施していくと

いうことで、国の建築計画に上げる手続等も踏まえながら、その後実施していきたいというふうに考えております。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）国の補助金、予算が、いろいろ災害が起こっている中で削減されるのではないかと懸念もあっていろいろ心配しているんですけれども、この要件についてはまた努力していただきたいと思います。

それで、次の質問ですけれども、その下に扶助費で要保護・準要保護の生徒の就学援助費補正予算、これは小学校費もその上にも出ています。小学校と中学校の、これは要するにふえたということなんですけれども、昨年とことしの補正を含めて、対象のパーセンテージを教えてくださいませんか。

委員長（浦川佳浩君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）就学援助の補正ですけれども、当初の予算と決算見込み額を出した中で、その差額を補正するものでございます。認定率で申しますと、まずは小学校から説明させていただきます。30年度は5月1日現在の児童数が2,511人で、最終認定児童数、これは累計なんですけれども459人で、認定率が18.29%ということになっておりました。今年度に入りまして、児童数は若干減ってございます。2,469人で、今現在の累計での認定児童数が483人ということで、19.56%まで上がってきております。

それと、中学校につきましては、平成30年度は5月1日現在の生徒数が1,323人で、認定児童数が256人ということで、19.35%でございました。それが令和元年度に入りましてから、全生徒数が1,301人、認定児童数が267人ということで、認定割合が20.52%ということで、20%を超えてきております。

そんな中で、当初見込みより認定児童数が上がってきていますので、その分を補正するというものでございます。

委員長（浦川佳浩君）田中委員。

委員（田中豊一君）ありがとうございます。ついにもう20%を超えたということで、子どもの家庭環境も非常に以前とは変わっているということで、こういう状況にあるということはよくわかりました。

次に、31ページ、先ほど文化財の件で説明がありました。国の補助金50%ということですが、府の補助金というのはいないんですか。

委員長（浦川佳浩君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）府の補助金についてはございません。国のほうの補助金の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金から出ているというものでございます。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）田中委員。

委員（田中豊一君）その点はよくわかりました。以前はあったと思うんですけれども、今は大阪府もそういう補助金は出していないということでよろしいんですね。

あと、工期の関係なんですけれども、これが本会議で12月19日に議決されたとして、残り約3カ月足らずぐらいです。これ、3月末までに完成しますか。確認です。

委員長（浦川佳浩君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）現在の復旧工事の進捗ですけれども、表門につきましては今、あと瓦が乗るような状態が残っております。母屋のほうにつきましては、一部大棟のほうの破損が激しかったということで、そこはちょっと残っておりますが、その部分と耐震補強工事を行うということで、令和2年3月31日までには終わるという形で進めております。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）田中委員。

委員（田中豊一君）ありがとうございます。頑張って、3月31日と言わずにもう少し早くでも仕上げて

いただいたらありがたいなと思います。

それと次、36ページです。給料の関係の一覧表ですけれども、ここでお尋ねします。地域手当で10%が1人おるんですけど、これは国か府に出向されている方の分ですか。

委員長（浦川佳浩君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）こちらは、収納対策課の職員で徴収機構のほうに派遣している職員が1名ございます。そちらは堺市のほうということになりますので、地域手当が10%ということで、1人分だけ高い分ということになってございます。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）田中委員。

委員（田中豊一君）了解しました。

次、37ページの債務負担行為の表ですけれども、ここで一番下です。駅西の整備用地の取得事業で補正額が出ておりまして、補正後の金額が出ておりますけれども、これの増額の理由を教えてくださいいただけますか。

委員長（浦川佳浩君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）今、駅西の事業につきましては用地交渉を鋭意進めているところでございます。交渉の中で代替地というご要望をいただいている地権者の方もございますので、当初思っておりましたのは、4筆といっても一つの土地ですが、4筆を1,052.88平方メートルということで代替地ということで想定しまして債務負担のほうを上げさせていただいております。その後、地権者の方と交渉していく中で、代替地を要望される方というのがほかにもございますので、一定、代替地の候補地として全部で8筆を計上させていただきまして、その分で合計4筆プラスになってございます。面積的には881.82平方メートル増とさせていただいて、金額的には1億1,075万6,000円増額で計上させていただいております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）田中委員。

委員（田中豊一君）計画では令和3年3月末に一応完成を目指して頑張っていただいておりますので、その計画でできるだけ終われるように頑張っていただきたいと思います。こういう代替という話ですけども、今後の道路事業について同じようなことをされるんですか。

委員長（浦川佳浩君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）まだ今、想定の中で断言というのはできないんですけども、今まで、過去の事例でいきますと、代替地というのはその地権者の方に探してくださいというのが我々の交渉スタンスでした。実際、過去の事業で代替地を求められて、その代替地を地権者の方で探していただいているというケースもございます。

ただ、やはりその方が自分で探すという労力、あと、そこに係る労力はやっぱり我々で担っていったらなということも、事業推進という観点からいきますとやはりそちらのほう交渉もスムーズに行くのではというふうに思っておりますので、必ず町が代替地を用意するということではなくて、地権者の方との交渉の中で代替地を見つけてほしいということであれば、一定我々もその辺の事務は担っていったら事業推進につながるのではないかとこのように思っておりますので、必ずするというものではございません。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）田中委員。

委員（田中豊一君）そのあたりは事業推進を目的にということよく理解できますけれども、いろんな事業者、土地の所有者がおるとお思いますので、その点、不平等にならないようお願いしたいと思います。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）11ページですけれども、くまとりふるさと応援基金繰入金6,475万円ですが、これは、当初の予算が1億344万3,000円ですけれども、これに対してこれだけ増額しているということで、今年度のふるさと応援基金がふえたということなんです。これについて説明があったと思うんですが、もう一回説明していただけますか。

委員長（浦川佳浩君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）今回の補正予算の増額は、本会議のときにも少し簡単にご説明させていただいたんですけれども、ふるさと応援基金の活用方法の一つとして、憩の家の一般財源分にはまず予算としては充てさせていただいたという予算となっておりますので、もともと入っている10億円、これとはちょっとまた別のものということでお考えいただければと思います。

委員長（浦川佳浩君）重光委員。

委員（重光俊則君）その10億円とか別枠という、その辺をもっとわかりやすく説明してください。

委員長（浦川佳浩君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）すみません、申しわけございません。

防災基金です。いわゆるふるさとから繰り入れた10億円を防災基金のほうに積みましたので、その分が当初に載っていた10億円ということでご理解いただければと思います。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）重光委員。

委員（重光俊則君）もともと10億円の防災基金があつて、そこから取り崩すんじゃなくて、6,475万円を憩の家の耐震化工事等に入れるというのが、これはどういう意味合いなんですか。どこからこのお金を持ってきているんですか。

委員長（浦川佳浩君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）まず、基金からの繰入金ですので、いわゆる貯金の中に入っているものを引きおろして一般会計のほうに入として受けて、その財源として使うという形になります。防災基金のほうについては、10億円を繰り入れた分については基金の積立金ということで歳出の財源となりますので、そこで10億円の入に対して10億円の積立金という、ここで1つセットの予算ができます。

今回は憩の家の耐震化という事業のほうで歳出を上げていますので、それに見合う財源をどうするのかとなったときに、国の補助金がまず入ってきた中で、残りはいろんな方法があると思います。当該年度の一般財源を充てるのも一つですし、比較的交付税措置のない起債も充てられるんですけれども、今回はふるさと基金の活用の一つとして、基金からいわゆる繰り入れる形で、その残りの財源を今回予算としては組み入れたというたてつけとなっております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）重光委員。

委員（重光俊則君）これは、だから熊取町の防災基金の中ではなくて、普通のそれ以外のふるさと応援基金から繰り入れられたということなんですか。

委員長（浦川佳浩君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）そしたら、ふるさと担当のほうからあれさせてもらいますと、基金残高が年度末で38億円ございました。この38億円のうち、10億円をまず防災基金のほうに積み立てさせていただいて、ざっくり28億円がふるさとの基金に残っております。その28億円のうち、町にお任せ、いわゆる寄附指定のないもの、それがざっくり11億円ございます。その11億円の指定のない寄附から6,475万円を今回活用させていただいたと。ですから、ふるさと応援寄附が28億円ざっくりございますので、その貯金から6,475万円使わせていただいたという、そういったところでご理解いただけたらと思います。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）11ページの諸収入のところでは社会福祉施設整備費補助金返還金というのがござい

ます。これは歳出のほうにも出ておりますが、小規模多機能の廃止による返還金ということで説明もありました。これについて、もうちょっと詳しくご説明願います。

委員長（浦川佳浩君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）こちらのほうは、熊取町のほうで小規模多機能の居宅のサービスが必要ということで、平成24年11月に公募をかけまして業者選定を行って、事業としましては平成26年7月から開始していただいております。

こちらのほうは、去年の11月に事業所のほうから、利用者が少なくして事業の運営面で厳しいので廃止をさせていただきたいという相談がございました。こちらの相談は以前からもありまして、事業をやっていくのがもう困難な状態なので廃止したいということで、うちのほうも、こちらのほうは公募までかけまして指定している事業ですので、何とか継続していただけないかということで、以前から町も事業所のほうと、どういうふうにしたら利用者がふえていくのかということも考えながら、3年程度一緒に考えて事業所も営業努力もやっていただいた中、熊取町のほうも、こういうサービスがあるということで広報にも周知していったんですけども、その利用者が依然として伸びないということで、このたびこの事業所の経営状況のこともありますので、やむを得ないなどということで判断して廃止することになったんです。

こちらのほうは公募を実施しまして国のほうから補助をいただいた事業ですので、廃止になりましたら、もともとこの補助金は整備の補助金として3,000万円を国のほうからいただいて、それを町が歳入しまして事業所のほうに3,000万円交付していたんですけども、廃止になりましたらこの補助金を一定、サービスのほうは4年とちょっとしていただいていたので、その事業をしていた分を除いた残りの分については国のほうに返還しないといけないということで、今回予算の補正をとらせていただいて、一旦町のほうに雑入で補助金を返還していただいて、そちらを国のほうに返していく予算をとらせていただきました。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）小規模多機能を運営していた事業所の名称と、それで、利用者が少ないというのはどういった事情によるものなのか、そもそも小規模多機能の事業自体がどこの事業所でもそういう状況にあるのか、その辺はどうなんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）こちらの事業所につきましては永楽福祉会のほうで事業を実施していただいております。こちらは在宅を継続していく上で必要なサービスなんですけれども、制度上、今まで居宅で生活されていた利用者の方が小規模多機能を使うことによってケアマネジャーを変更するんですとか、やっぱり中度の方というのはこのサービスを使うことによって1カ月丸めのサービス費用になるので、中度以上の方はこちらのサービスを使うことによって利用料のほうも負担が軽減されるんですけども、軽度な方は、このサービスというのは通所、デイサービスを中心に訪問ですとかショートステイのサービスを組み合わせたサービスになるんです。そこの利用料の面とかでも、利用する方の状態に合った場合にはお得なんですけれども、このサービスを使うことによって利用料が増加する場合があります。制度上、なじみのケアマネジャーをかえないといけないというような点もありまして、利用者のほうがちょっと伸びない状態というところの課題もありまして、利用者が伸びたとしても、利用者の状態、入院とかそういう入所とかということをされる方もいますので、伸びたと思ったらまたぐんと落ちるといった不安定な状態というところもありますので、ちょっと経営が安定するのは難しいところもあります。

廃止の相談を受けたんで、うちのほうも近隣の大阪府内の状況も確認したんですけども、やはり小規模多機能を経営されている事業者はちょっと経営状態がしんどいということで、各市町のほうにも相談があるような状態です。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）お話を聞いておきますと、制度上の問題というのはあるかのように思うんですが、

結局、利用者にとってメリットが感じられないと。また、施設側にとっても経営が厳しいということであれば、どんどんせつかく新たに設けた小規模多機能という形の事業が継続しにくくなっていくということかと思うんですが、その辺は制度上の改正とか工夫とか、そういう動きはあるんですか。

委員長（浦川佳浩君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）このサービス事業の基準というのは国が示しているものなんですけれども、各市町村ともそういう課題を認識しておりまして、国のほうにはこういう課題があるんやということで、町村長会を通じてこれまでも制度の改正については考えてほしいということで申し入れはしています。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）今の関連なんですけれども、小規模多機能施設というところで開設したときに、内覧会とかもあって行かせていただいたかと思うんです。何床かあって利用するというところで、中的にはすごくいい施設ができていたかと思うんですけれども、利用者が少ないというところの状況等、そういった状況を聞いていなかったもので、機能しているというふうに思っていたんですけれども、なかなかそういう状態になっているところをちょっと私は知らなかったもので、今聞いてびっくりしたんです。現に、でも利用している人は何人かいてましたよね。そういう人はどうなるんですか、廃止することによって。

委員長（浦川佳浩君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）こちらのサービスについては、11月現在で利用者が6名で、このサービスの登録定員が18名となっております。利用者については、このサービスが開設してから10人前後の利用となっております。この6名の方につきましては、廃止するに当たっては事業所のほうで6名のサービスの引き継ぎというのは義務となっております。この6名の方については、先ほども説明させてもらった中であつたかと思うんですけれども、デイサービスですとか訪問のサービス、ショートサービスというのを使っていただけるようになるので、そちらのほうを利用者のほうには丁寧に説明させていただいて、引き継ぎはちゃんと行っております。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。

そして、施設自体はそしたらどうなるんですか。

委員長（浦川佳浩君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）今現在事業を廃止しておりますので、事業者に聞きますと、今は何も事業をしていないので空き状態になっているんですけれども、やっぱり事業者としても何か活用したいということで、今後、高齢化に伴って認知症の方ですとかがふえてくるので、事業所の意向としてはグループホームに転用できたらいいのかなというのはお伺いしております。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）そしたら、そういったふうに転用ということなんでしょうが、そして今、国のほうに2,330万3,000円返還するというので、事業者からこの金額も返還してもらおうということなんですよ。その辺のところも確認させてください。

委員長（浦川佳浩君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）補助金を活用していただいているので、廃止になりましたら残りの一応年数の分は返還ということで説明させていただいて、事業所も、そちらの補助金を返還してでも、ちょっと運営が厳しいので廃止させていただきますということで、お話は説明させていただいて、補助金の返還も準備をしていただいているような次第でございます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。こういった状況を全然知らなかったもので、もう少しそういう状態が起こっているというふうなことを何か教えていただけたらなと、何かの機会で。というふうに思

いました。

ちょっと違う件で、その下の先ほど老人憩の家維持管理事業につきまして河合委員からの質問であったんですが、今回、久保、小谷、小垣内、東和苑、翠松苑の分なんですけれども、今そういった国の補助金を活用して老人憩の家を耐震改修して、計画的にスケジュールを組んでやっています。この中で耐震診断、前回の議会ではほかにも15カ所で耐震診断が上がっていたと思うんですが、順序よくやっているのか、そういった状況についてちょっと教えていただけますか。

委員長（浦川佳浩君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）今回耐震工事をさせていただいたのは、平成30年度に耐震診断をさせていただいたまず1グループ目の部分について、ようやく工事を予算化させていただいたところでございます。

次のグループといたしましては、青葉台からの5地区があるんですけれども、この分については平成31年度、今年度に予算化、耐震診断して、その結果が出たのを受けまして令和2年度に耐震設計を入れさせていただいて、その設計結果が出た段階でまた補正のほうを令和2年度にかけさせていただきたいと考えております。

もう一つの9月補正させていただきました新たに10カ所分でございますけれども、この分につきましては、業者選定を今行って5地区・5地区に分けてさせていただいて、5地区の部分は決まったんですけれども、もう5地区の部分はまだちょっと決まっておきませんので、あわせてまずは診断させていただく形を検討しております。その結果が出次第、令和2年度に一応補正という形で設計、その設計の結果が出次第、令和2年度の3月補正になる予定なんですけれども、工事の予算を上げさせていただきたいという予定にまずはなっております。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）じゃ、予定どおり順調にスケジュールは進んでいるということですね、わかりました。

今、その中で、これは一応耐震という分で行っていただいているんですけれども、中には去年の台風等で老人憩の家がちょっと被害を受けて、そういった分についての改修という要望もあると思うんです。そういったものも一緒にこの工事とあわせて改修もできるかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）台風のときもいろんな被害が各老人憩の家にあったんですけれども、その分については各自、急いだ形で去年度、大分させていただいたところです。

今回の耐震工事に伴いまして、改修のほうは一部予算を少しだけ組ませていただいて、その予算の範囲内でその地区地区に応じて改修のほう、例えば屋根の老朽化が進んでいるなら屋根、あと壁のほうの補強が必要なら補強をさせていただくとか、その状況に合わせて組ませていただいているところがございますので、地区の要望も受けながらですけども、まずは建物の状況、安全対策のところを主に持ちながら、改修のほうは検討しているところがございます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）改修するとき、そういった要望があるならばそのときに同時にやっていただけたらというふうに思いますので、お願いしておきます。

もう一個聞かせていただきたいことが、25ページの公園維持管理事業の害虫駆除委託料233万円について教えてください。

委員長（浦川佳浩君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）ご質問の害虫駆除委託料といいまして、これの内容につきましては、永楽ゆめの森公園と自然公園に、ナラ枯れといいまして、どんぐりができる木と言うたら一番わかりやすいのかもわかりません。それがちょっと枯れてきている。この枯れてきているというのが、北のほうからずっとナラ枯れといって、他市町村でもいろいろあるものがございます。

この原因が何かといいますと、カシノナガキクイムシというて、要は小さい、体長が4.5から5ミリの昆虫がいます。こいつが病原菌を体にくっつけて木の中へ潜っていくんです。そいつのつけていた菌が広がって行って木が枯れていくというような現象が起こって木が枯れてしまうんですけども、それを放置しておきますと、その中で育った虫が6月ごろにまた飛び立って、違う木に今度は宿って、またその木を枯らしていくというふうなシステムで何か枯れていくような、ナラ枯れです。

(「システム」の声あり)

水とみどり課長(庭瀬義浩君) システムというか、そういう状況で枯れていくようなものでございます。それを断ち切らなアカンということで、今回ちょっとゆめの森公園のほうでもそういった枯れている木を発見しましたので、早急に来年の6月までには絶対対応しないとイケないということで、早急な対応が必要やということで、冬場の公園利用者も少ない期間でそういった対応をしていきたいというところで、今回12月補正で上げているものでございます。

以上です。

委員長(浦川佳浩君) 渡辺委員。

委員(渡辺豊子君) わかりました。そういった害虫のせいで枯れてきているというところの限定駆除というところ、それはそれで、少ないといっても来園者がいても、そういうことはできるんですか。防護服か何かするんですか。

委員長(浦川佳浩君) 庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長(庭瀬義浩君) 実際、植木屋とかそういったところに発注することになるかと思えます。やはり木を切るときには周りに気をつけて、なるべくそういった冬場の来園者の少ない、人がいっぱい来ないというところのタイミングで、危険な状態にならないような、一番やりやすいときということで、その辺でやっていきます。ただ、それによって一部ちょっと閉鎖するところもあるかもわかりませんが、その辺は臨機応変に、来園者の安全を確保しながら実施していけたらなと思っております。

以上になります。

委員長(浦川佳浩君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第80号 令和元年度熊取町一般会計補正予算(第7号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(浦川佳浩君) 以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「11時51分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

浦川佳浩

事業厚生常任委員会

事業厚生常任委員会

月 日 令和元年12月11日（水曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員	長	坂上昌史	副委員	長	江川慶子
	委員		田中圭介	委員		鱧谷陽子
	委員		文野慎治	委員		二見裕子
	委員		矢野正憲			

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	教育長	勘六野朗	総合政策部長	南和仁
	総合政策部理事	明松大介	総合政策部理事 兼財政課長	東野秀毅
	総務部長	林利秀	住民部長	巖根晃哉
	健康福祉部長	山本雅隆	健康福祉部理事	山本浩義
	都市整備部長	矢部義雄	都市整備部理事	大西宏
	会計管理者 兼会計課長	中谷ゆかり	上下水道部長	山戸寛
	上下水道部理事	永橋広幸	教育次長	貝口良夫
	教育委員会 事務局統括理事	吉田茂昭	企画経営課長	橘和彦
	人事課長	道端秀明	介護保険課長	根来雅美
	保険年金課長	阪上正順	水とみどり課長	庭瀬義浩
	上水道課長	大西順二	上水道課参事	仲辻哲矢
	下水道課長	山田卓幸		
事務局	議会事務局長	藤原伸彦	書記	藤原孝二

付議審査事件

- 議案第74号 都市計画法第33条第3項の規定に基づく開発行為に係る制限の緩和に関する条例
- 議案第75号 都市計画法に基づく開発行為に伴う公園等の設置について緩和を受けた場合に徴収する負担金に関する条例
- 議案第76号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例
- 議案第77号 下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第81号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第82号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第83号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第84号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第85号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）

委員長（坂上昌史君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

委員長(坂上昌史君) なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退出いただいても結構ですので、申し添えておきます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る12月6日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案9件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 補足説明はございませんので、よろしく申し上げます。

委員長(坂上昌史君) 補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長(坂上昌史君) 初めに、議案第74号 都市計画法第33条第3項の規定に基づく開発行為に係る制限の緩和に関する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川副委員長。

委員(江川慶子君) おはようございます。よろしく申し上げます。

今後のまちなか公園のあり方についてということで、先日、議員全員協議会でもご説明がありました。とても微妙な感じを受けているんです。それはなぜかといいますと、そのときの資料の中でまちなか公園の現状と課題というところで、町民1人当たり、まちなか公園整備は4.12平方メートルということで、整備標準が5平方メートルを若干下回るということがちょっと気になったんです。住宅地が密接してある中でちょっと距離があることが防災につながるかなということで、これも一つ一つは大切な公園だなど、防災上からにしても。そのような視点も感じました。

今回の提案は、緩和することによって公園の配置を適正なように図るんだということのご説明があったわけなんです。この判断する機関というか、そういったところはどのような形になるのでしょうか。

委員長(坂上昌史君) 庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長(庭瀬義浩君) 今、江川委員ご質問の内容ですが、判断する機関というのはここにつくらなアカンのか、つくらんでええのかというその辺の判断時期はいつになるのかということでしょうか。

そちらのほうは、都市計画法に基づきまして事前協議と、あと第32条協議、第29条というところで、もし開発をすれば業者のほうからそういった開発の協議のほうが出てまいります。その中で、開発区域がそこで示されますので、それが、今現在うちが公園を配置して誘致圏が発生しているのに1回照らし合わせて、そこで必要なかどうなのかというところを1回判断をそこでさせてもらうことになろうかと思えます。

以上です。

委員長(坂上昌史君) 江川副委員長。

委員(江川慶子君) そしたらば、業者のほうから申請が都市整備部に来て、そこで話し合われて判断するということでしょうか。

委員長(坂上昌史君) 庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長(庭瀬義浩君) 開発の窓口が都市整備部のまちづくり計画課になりますので、そちらのほうに申請されたものが関係各課のほうに合い議として回ってきます。その中で判断することになるということです。

以上です。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）わかりました。その判断のところ、先ほど言いました家が密集しているところで一定ちょっと空間があれば、防災上、空間というのはとても大事であると思うんですけども、それを公園として位置づけるか別の形で位置づけるのか、いろんな形があると思うんです。そういった判断というか、視点とかいうのはどのようにお考えでしょうか。

委員長（坂上昌史君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）公園というある程度一定の面積があれば、やはりそういった防災上、一時的に避難できるというところはあるかと思えます。意味合い的にもあるかと思えますが、今なくしてこうというのは本当に100平方メートル程度の公園なんで、そういった防災面的に活用するというのであればちょっとやっぱり手狭な公園になってしまうのかなというところは考えるところでございます。

以上です。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）まちなか公園の配置状況の地図もお示ししていただいて、見る限り利用者も少ないと。とても使いづらいとかいうのが実際にありますので、そういうことも含めてこの提案がされたことは理解しております。

今後、現状の公園についてはこのままで、これから新しくできる公園の開発に対応するというふうに捉えてよろしいですか。

委員長（坂上昌史君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今回の緩和条例につきましては、委員おっしゃられているとおりでございます。ただ、議員全員協議会のときにもご説明させていただきました整備指針につきましては、そういった手法もありますし、さっき委員もおっしゃられたように、手狭でもう全然子どもも遊ばないという公園については、また地元との協議の中でも不要となれば、それももう廃止していくというふうな一応指針になってございます。

以上です。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）わかりました。需要、それが一番大きいのかもしれません。地域の皆さんと話し合われて、それでその地域の実態を把握した上で、防災の観点も忘れずに判断していただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第74号 都市計画法第33条第3項の規定に基づく開発行為に係る制限の緩和に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（坂上昌史君）次に、議案第75号 都市計画法に基づく開発行為に伴う公園等の設置について緩和を受けた場合に徴収する負担金に関する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川副委員長。

委員（江川慶子君）同じようなことだったんで、ちょっと聞き忘れたところでもう一点聞かせていただきます。

1人当たりの公園面積が4.12平方メートルという中で、目標値、整備標準を下回っているという部分では本来なら公園をもうちょっとふやしていかなければいけない状況であるんですけども、人口減も予想される中でどのような判断をされているのかなど。どういうふうに考えているのか、その辺をちょっとお聞かせください。

委員長（坂上昌史君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今、江川委員おっしゃられるように、まちなか公園指針のほうでも課題という点で、今の町民1人当たりのまちなかの公園面積というのが4.12平方メートルということで、整備基準である5平方メートルを下回っているという状況でございます。ただ、これを5平方メートルに近づけていきたいという思いはやはり僕らも持っているものではございますが、100平方メートルぐらいの小さな小さな手狭な公園の数をふやして5平方メートルに持っていくよりも、ある程度面積の固まった大きな公園を整備して、有効な公園をつくって5平方メートルに近づけていきたいという思いでございます。

以上です。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）13ページの負担金の額というところで、基準単価に0.5を乗じて得た額というところがあるんですけども、この0.5とした考えというのはどういうところから来ているのでしょうか。

委員長（坂上昌史君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）こちらの0.5につきましては、議員全員協議会のほうでも一度ご説明させてもらったところなんですけれども、今現在、京都府の京田辺市、神奈川県の大磯町というところで実際にこういった負担金の徴収をしております。そちらの事例に従って、そちらも0.5という形をとられています。それと合わせたような形で本町のほうも0.5にしたところでございます。

委員長（坂上昌史君）二見委員。

委員（二見裕子君）議員全員協議会のほうでもご説明をいただいて、0.5、2分の1というふうにお聞きしたんですけども、他の議員のほうからも議員全員協議会のときに言われていたのですが、実際もう少し0.5を0.6にするとか0.7にするとかというふうにして負担金を入れていただくという考えもあるのかなというふうに私も思ったんです。そこら辺についてはどのようにお考えでしょうか。

委員長（坂上昌史君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）できれば、そういった開発区域で誘致圏が充足されているところに新たな公園というのは、できれば、うちも維持管理がかかるだけなんで、なるべくなくしていきたいという思いでこういうのもつくっておるんです。今0.5を0.6、0.7上げていくことによって業者の負担がふえていくことになるんですけども、ちょうど落としどころというんですか、ほかの市町村の状況も踏まえた中で突出せず、同等程度の割合ということで0.5とさせてもらっているところで

以上です。

委員長（坂上昌史君）二見委員。

委員（二見裕子君）わかりました。業者にすれば、開発で100%かかってお金を出すところが、公園を設置しないことによってお金が少なく済むということであるならば、もう少し取れるのではないかなというふうに思うんですが、京田辺市ですとか大磯町はそのような数値でやっているということで、事例に従ってということでもありますけれども、考え方一つでありますし、公園設置を実際業者がしていただいた後は町のほうで管理もしていかないといけない。それをお互いが、業者も公園を設置する費用も少なく済むし、町としても公園に関する整備をしなくていいという分だけのお金ということで、0.5というふうな考えになったのかなと思います。そこら辺もうちょっと、よそが0.5だからという考えよりは、少し稼ぐじゃないですけども、負担金入れていただいたほうが私はよかったのではないかなというふうに思います。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第75号 都市計画法に基づく開発行為に伴う公園等の設置について緩和を受けた場合に徴収する負担金に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（坂上昌史君）次に、議案第76号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）質疑の前の貴重な時間をいただきましてすみません。

議案の資料編のほうなんですけれども、申しわけございませんが1カ所修正をお願いしたいかと思えます。

ピンク色の分界紙の後ろ、資料2-1ページをごらんください。

そちらの右側、現行のほうでございます。表の下、備考の第1項でございますが、3行目、「閉園までに適応し、それ以外は無料とする。」と現行のほうはなっているかと思えます。「閉園までに適用」、「応」を「用」に修正のほう、申しわけございませんが、よろしく願いいたします。間違いましてすみません。よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

委員長（坂上昌史君）それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）駐車場のお金を町内、町外で分けていただくというふうな、町内の方にとって負担が少なくなるよというふうなことはわかるんですが、この前ご説明いただいたときも、早朝利用の方はどうするんやという話が出て、そのままどうするのかというところで終わったかなというふうに思うんです。実質2時間半を超えたら100円かかるという部分とか、2時間半までは無料ということであつたりとかは理解できるんですが、事務局があかないと無料にはならない、平日でしたら町外の方と一緒に300円かかるというところなんです。開園は9時になるというふうなことでよろしいんですか、この前のお話では。そうすると、早朝利用される方、冬はどうかはわかりませんが、9時にあくまでの利用ということは6時半から来られて2時間半ぐらいで9時ということで、それより早く来られて9時までに出られる方は300円を払わないといけないということかなと。機械についてはそれをなかなか町内、町外で見ることができないのでということもあるかなというふうに思うんですけれども、領収書というのは機械から出るようになっているんでしょうか。

委員長（坂上昌史君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今の二見委員のご質問ですが、一応領収書のほう、精算時に領収書ボタンというのを押していただきますと、利用されて入庫された時間、出庫された時間で、それにかかる料金というのが示された領収書が機械から出てまいります。

以上です。

委員長（坂上昌史君）二見委員。

委員（二見裕子君）それであるならば、町内の方で早朝利用された方は、その領収書を持って役場にきていただければ300円お返ししますよとかいうことは考えられるのかなというふうに思うんですけれども、そこら辺はお考えですか。

委員長（坂上昌史君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今、二見委員おっしゃられたとおり、今のところ考えていっております。ですので、役場になるというよりも事務所ですね。よく行かれるのがやはり向こうになるかと思っておりますので、公園が閉園時に入庫されて出庫されて割引を受けられなかった方については、再度、お手間をかけるんですが、事務所のほうに先ほど言いました領収書を持ってきていただいた中で、町内在住ですというもともと要る証明を見せていただいた中で返金をやっていきたいと思っております。

以上です。

委員長（坂上昌史君）二見委員。

委員（二見裕子君）わかりました。そのようにやっていただけるのであれば、早朝使われる方も安心して使っていただけるかなというふうに思います。その辺、ちょっとややこしいかなと思うので、しっかりと駐車場内であったりとか事務所のところに張り出しとかしていただいて、皆さんが迷うことなく、町内の方は本当に公園を利用してよかったなというふうにやっていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第76号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（坂上昌史君）次に、議案第77号 下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川副委員長。

委員（江川慶子君）下水道条例の一部を改正する条例ですが、下水道排水設備工事責任技術者の登録事務が大阪府下、下水道協会一元化されることに伴った条例改正ということで、いろんな事務が市町村に移管されていく中でこれだけは何か大阪府のほうへ一元化されるということで、どういう経過で一元化されたのか、お聞かせ願えたらと思います。

委員長（坂上昌史君）山田下水道課長。

下水道課長（山田卓幸君）下水道協会によりましてこの責任技術者の試験のほうは実施しておったんですけれども、更新事務とかを市町村で実施していたところなんです、私のほうもこれの改正に対する委員会のほうには参加しておりまして、その中で試験に対する費用が減少してきたと、それで赤字になるんだというお話が……

（「廃止」の声あり）

下水道課長（山田卓幸君）まず、それに対する試験があつて、試験の手数料が不足、足りない。実施するのにお金が足りないという中で、全部を含めて見直しをかけましょうということになりまして、そうすると、市町村に委ねている更新業務を協会のほうですることによって市町村の負担というのがなくなって事務が軽減されて、それでなおかつ試験も成り立つし、更新も一元化されて技術者としても有利になるという中で、全国的な調査もして行われることになりました。

全国で、日本下水道協会を親会として46団体各都道府県に協会がございますが、その中で32団体がもう一元化をしているという情報をつかみまして、各市町村に対しても効率化が図れるであろうということで、今回統一した変更ということで提案されて、12月までに議会に諮りまして、来年4

月から運用するということ取りまとめたものでございます。

委員長（坂上昌史君）山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）江川委員のご質問の中で大阪府からということなんですけれども、これは大阪府じゃないんで、大阪府下水道協会という大阪府下の市町村が全部構成団体になっておりまして、会員になっています。それで、親会がさっき言うた日本下水道協会という、これも全国版があるんです。そういうので、府からのあれじゃないというのをちょっと申し添えておきます。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）わかりました。そういうことなんです。試験費用が足りない、手数料が足りないというところがちょっとよくわからなかったんですけれども、それをもうちょっと教えていただけますか。

委員長（坂上昌史君）山田下水道課長。

下水道課長（山田卓幸君）基本的に、試験の費用というのは受益者負担、受ける人が負担するべきものであるというのが大前提にあるんですけれども、会場を借りて試験を実施して、各自自治体、参加団体から試験の立ち会いとかを要請して参加する、それを運営していくのを協会から業者というか、大阪市の外郭であるところに委託しているんです。それが運営していく中で、予定していたよりも受験者とか更新する方が少なくなってきたり、安定した収入を委託費用の中で確保できないという相談がございまして、どんどん赤字になっていっています。その中で、それだけであればもう業者、受ける方にその値段を上げて負担していただいたらどうやという話があったんですが、全体的に全国調査して一元化に向かったというところなんです。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）わかりました。大阪府下水道協会が一元化することによって町のほうの負担も職員が出向くこともなくなるということで、業務としては軽減されるというふうに受け取りました。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第77号 下水道条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（坂上昌史君）次に、議案第81号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第81号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（坂上昌史君）次に、議案第82号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第82号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（坂上昌史君）次に、議案第83号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。二見委員。

委員（二見裕子君）すみません、ちょっと教えていただきたいんですが、歳入の部分の保険者機能強化推進交付金というのが国のほうから入ってきているかなと思うんですけども、その内容について教えてください。

委員長（坂上昌史君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）こちらの交付金は、平成30年度から新設で国のほうから交付されるようになっておりまして、こちらの内容としましては、熊取町のほうで介護予防とか自立支援重度化防止に取り組む施策の評価をしていただいて交付される交付金になっております。

委員長（坂上昌史君）二見委員。

委員（二見裕子君）今年度からということは、これからずっと続いていくということですかね。

委員長（坂上昌史君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）すみません、二見委員、去年から新設されておりまして、もう2年目に入ります。この交付金については新設ですので、第7期については交付されることが確約されているんですけども、前情報として、この交付金によって市町村の施策を推進するという意味で、継続して交付される予定ということで国のほうからは聞いております。

委員長（坂上昌史君）二見委員。

委員（二見裕子君）わかりました。そうしましたら、この金額というのは町として施策を組んだ分に関して評価が出て、いただくということで、それぞれやはり市町村によっては金額の差はあるということですか。

委員長（坂上昌史君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）そのとおりです。評価指標というのがありまして、それに点数がついておりまして、熊取町がどれだけ施策をしているかという評価のポイントをこちらのほうから申請しまして、それを評価していただいて交付されております。今回の熊取町は、大阪府下では真ん中あたりの交付額となっておりますけれども、やはり去年とことして評価指標というのは毎年変わりますので、去年交付というか、みんなができていところは点数が低くなったりとか、できていないところを重点的に推進するために評価の指標は毎年変わっていくので、そこは、熊取町ができていところはちゃんと申請して、いただきたいなと思います。

委員長（坂上昌史君）二見委員。

委員（二見裕子君）そうしましたら、毎年いろんな形で新しい事業的なことで進んでいっていますよと

いうことを、例年やっているのをそのままではなくて、やっぱり進化させていくというか、予防に
関しても熊取町はこれよりもまた先に頑張っていますよというところは必要ということですか。

委員長（坂上昌史君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）そのとおりです。やはり少しずつでも施策を進めるために国のほうも評価
指標というのは考えていまして、熊取町のほうも、インセンティブの交付金なので、それを少しでも
も獲得できるように施策を進めていきたいと考えております。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第83号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第
3号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（坂上昌史君）次に、議案第84号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議
題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第84号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第1
号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（坂上昌史君）次に、議案第85号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）の件を
議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第85号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1
号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（坂上昌史君）以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「10時34分」閉会)

以上の委員会の次第は議会議務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

坂上昌史